出産育児一時金等の医療機関等への直接支払い制度助産所における実態と問題点

社団法人日本助産師会 毛利多恵子

助産所とは

- 医療法で規定される機関であり、妊婦・産婦・じょく婦10人以上の入 所施設を有してはならない
- 助産師が管理責任者
- ・ 緊急時の手当ては法的に認められている
 - *保健師助産師看護師法 第38条
- 嘱託医と嘱託医療機関を定めなければならない

全国の助産所数 788か所

* 衛生行政報告例 平成20年末助産所開設者数

<u>分娩を取り扱う助産所数 425か所</u>

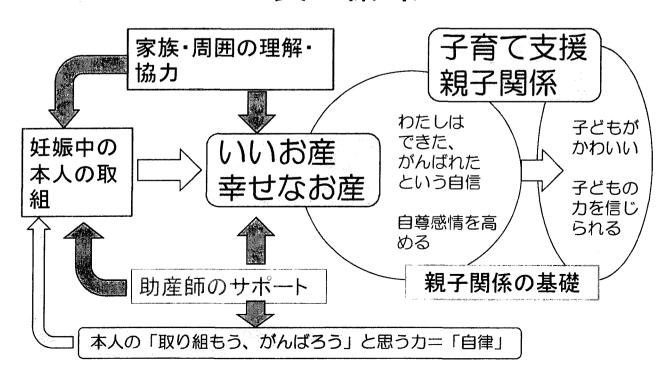
*日本助産師会員で分娩を取り扱う助産所の数(平成22年2月25日現在)

自宅出産と助産所出産の割合は1.1%(12.496件)(平成20年)

助産所の存在意義

- きめこまやかな日常生活のケアによって、お産を 幸せなものに導き、親になることを支援する役割 を担っている。
- ・ケアの質に関して評価が高く、満足度は高い。
- ・子ども・子育て応援プランにおける「いいお産の 普及」や「虐待防止対策」等、助産所の果たす役 割は大きい。
- 助産所の効果的な機能を病院にも取り入れた 「院内助産所」の開設など、本来、助産師が果た すべき役割が注目されている。

「いいお産・幸せなお産」が作る良い循環



出産育児一時金等直接支払制度に関する 緊急調査結果

平成22年2月25日実施:制度開始後5か月

対象:日本助産師会員で分娩を取り扱う助産所

425か所

回収率:58.6% (249か所)

1)施設の規模

年間分娩数が60件未満の施設 73%

60件以上の施設 16%

→ 助産所は小規模事業体である。

2)直接支払い制度の利用率

84.4% (登録しているが未利用も含む)

出産育児一時金等直接支払制度に関する 緊急調査結果

平成22年2月25日実施:制度開始後5か月

3) 良かった点

妊婦側

立て替え払いをしなくてよいので楽 保険証と合意書だけで使用できるので楽

助産所側

確実に入金される

未払いがなくなった

産婦の負担感が少ないためコストの説明がしやすい 請求しやすい

出産育児一時金等直接支払制度に関する 緊急調査結果

平成22年2月25日実施:制度開始後5か月

4) 困った点

- ・事務手続きが煩雑であり負担が増す 53.8%
 - →事務員を雇用し経費が増えた
 - →3つの制度の事務作業が重なり煩雑
 - * 直接支払制度、妊婦健診公費負担の補助券等、 産科医療補償制度
- ・現金収入が2カ月なく困る 42.2%
 - →スタッフの報酬が支払えない 14.5%
 - →常勤をパートにした
- 未収入金が課税対象となる 23.7%
- *嘱託医がこの制度により影響を受けている 16.5%

出産育児一時金等直接支払制度に関する 緊急調査結果

平成22年2月25日実施:制度開始後5か月

5)融資について

運転資金に困り融資を受けた 7.6%

(内訳)親族 42%

銀行 10%

福祉医療機構申請中 1件ほか

貸付を受ける困難さ:手続きが大変(連帯保証人)10% 貸付利率の問題:

なぜ制度が変わり借金をしなければならないのか? そのための利率をなぜ助産師が負担しなければなら ないのか?

まとめ

- 好産婦にとって負担のない方法をとることは 賛成。
- 助産所においては、分娩件数が多く、助産師スタッフを多く雇う助産所の方が経営的打撃が大きかった。
- 制度見直しにあたっては、分娩取り扱い施設 の経営への配慮が必要と考える。
- 具体的には、①早期に入金されること、②事 務手続きが簡素化されることを望む。